

千葉市中小企業資金融資に 「SDGs推進支援制度」を設けています！

SDGsに取り組む中小企業者を対象とした

利子補給などの優遇制度

になります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



優遇内容

SDGsに関連する裏面のいずれかの認証等を取得した市内中小企業者が、千葉市中小企業資金融資制度の融資メニューのうち、

「チャレンジ資金」、「トライアル支援資金」、「振興資金」、

または「小規模事業資金」を利用する場合、

① 利子に対する千葉市の補助割合を **+0.5% 上乗せ**
(上限は融資利率-0.2%)

② 借入時の金利を **-0.1% 引き下げ**

制度取扱金融機関（借入先金融機関）

<全ての支店で取扱い>

千葉銀行・千葉興業銀行・京葉銀行・千葉信用金庫

<千葉市内の支店でのみ取扱い>

みずほ銀行・三井住友銀行・三菱UFJ銀行・りそな銀行
常陽銀行・銚子信用金庫・佐原信用金庫・商工組合中央金庫

※融資に当たっては、金融機関及び千葉県信用保証協会の審査があります。



優遇対象とする認証制度等

	区 分	S D G s 目標	制度名称	申請先
1	S D G s 全般	(1)貧困～ (17)実施手段	ちばSDGsパートナー登録 制度	千葉県 政策企画課 Tel 043-223-2440
2	脱炭素	(7)エネルギー (8)経済成長と雇用 (13)気候変動	千葉市脱炭素推進パート ナー支援制度 (パートナープラス)	千葉市 脱炭素推進課 Tel 043-245-5199
3	健康づくり	(3)保健 (8)経済成長と雇用	千葉市健康づくり推進事業 所認証制度 (ブルークラス以上)	千葉市 健康推進課 Tel 043-245-5223
4	女性活躍	(5)ジェンダー (8)経済成長と雇用	えるぼし認定	千葉労働局 雇用環境・均等室 Tel 043-221-2307
5	子育て支援	(5)ジェンダー (8)経済成長と雇用	くるみん認定	
6	障害者雇用	(8)経済成長と雇用 (10)不平等	もにす認定	千葉労働局 職業対策課 Tel 043-221-4392

※1つの優遇要件で優遇措置を受けることができるのは1度限りです。

ただし、既に適用されている優遇要件を継続した上で、別の優遇要件を満たした場合には再度優遇措置を受けることが可能です。

「千葉市中小企業資金融資」について

- ・市内中小企業の振興・育成や地域経済の活性化を目指し、千葉市が運用する融資制度です。
- ・中小企業者が金融機関から低金利で融資を受けやすくするための制度です。
- ・融資メニューに応じて、半年ごとに千葉市が利子の補助を行います。

詳しくは、千葉市HP（「千葉市中小企業資金融資」で検索）まで

問い合わせ先

※S D G s 推進支援制度を利用した事業資金の借入については、表面の制度取扱金融機関へご相談下さい。

< S D G s 推進支援制度について >

千葉市 経済農政局 経済部 産業支援課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所 高層棟7階
TEL 043-245-5284 FAX 043-245-5590

< 融資制度について >

公益財団法人千葉市産業振興財団
〒260-0013 千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館8階
TEL 043-201-9505 FAX 043-201-9507

